

第205回 岩手県開発審査会 議事録

日時 令和元年6月14日（金）10時30分から

場所 岩手県民会館 4階 第1会議室

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまから、第205回岩手県開発審査会を開催いたします。

本日は、審査会委員7名のうち5名の御出席をいただいております。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定による所定の定足数に達し、当審査会が成立したことを確認いたしましたので、御報告いたします。

開催に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課八重樫総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

今回は、当審査会委員の任期満了に伴う改選後における、最初の会議でございますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。僭越ではございますが、お手元に配付しております名簿順に事務局の方から御紹介申し上げます。

はじめに、前任期から引き続いて委員をお願いしている方々を御紹介申し上げます。

ゆい法律事務所弁護士 松本聡子委員です。

本日は欠席でございますが、全国農業協同組合連合会岩手県本部副本部長 藤村明智委員です。
岩手大学農学部准教授 三宅諭委員です。

本日は欠席ではございますが、一般社団法人岩手県建築士会副会長兼一般社団法人岩手県建築士会盛岡支部支部長 中村孝幸委員です。

岩手医科大学医学部教授 坂田清美委員です。

岩手県立大学総合政策部准教授 新田義修委員です。

次に、今回新たに委員に就任いただきました方を御紹介申し上げます。

一般財団法人岩手経済研究所副主任研究員 阿部瑛子委員です。

続きまして、今年度最初の審査会となりますので、事務局の職員についても紹介いたします。

都市計画課の八重樫総括課長でございます。

建築住宅課の刈谷建築指導担当課長でございます。

都市計画課の菊池主査でございます。及川主任でございます。大矢主任でございます。

最後に私、管理開発担当課長の高橋でございます。

なお、審査事務の一部を担当していることから、滝沢市都市整備部都市政策課、矢巾町道路都市課の職員の方にも出席をいただいております。

以上で事務局職員の紹介を終わります。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

引き続きまして、改選後の最初の会議でございますので、審査会の概要について、簡単に御説明したいと思います。

開発審査会は、都市計画法に基づいて設置されている県の附属機関でございます。都市計画法の規定による知事等の処分に対する審査請求の裁決を行うほか、市街化調整区域における開発許可等の申請について、知事が許可を行うに際し、一定の案件については、前もって審査会で御審議いただくこととされております。

許可を行うに際して行う、審査会での審議について、具体的に申し上げますと、盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町にまたがる盛岡広域都市計画区域においては、市街化調整区域を定めており、市街化調整区域では原則として開発行為、建築行為が制限されていますが、法律で定めるところの一定の要件に該当する場合に限りまして例外的に許可される仕組みになっております。

類型化された基準に従い、知事の判断のみで許可が可能な行為もございますが、個別に、その目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる案件につきましては、当審査会におきまして御審議いただくこととされているものでございます。

なお、盛岡市については、地方自治法上の「中核市」であり、独自に許可権限を有しておりますので、当審査会では、盛岡市以外の滝沢市、矢巾町の市街化調整区域が対象になります。

以上、簡単ではございますが、開発審査会の概要についての説明とさせていただきます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

なお、本日の皆様の発言内容につきましては、非公開とされる案件に係るものを除き、後日、議事録を県のホームページ上で公開する予定としておりますので、あらかじめ御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますが、本日は委員改選後の最初の審査会でございますので、会長が選任されておられません。したがって、新会長が選任されるまでの間、事務局において進行を務めさせていただきます。

それでは、議事（1）「会長の選任及び会長職務代理者の指名について」を上程いたします。

最初に会長の選任を議題といたします。岩手県開発審査会条例第3条第1項の規定によります

と、会長は互選によるとされております。互選の方法について、委員の皆様から御提案はございますでしょうか。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

御推薦等がないようですので、事務局から提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。委員の皆様の御了承を得られるならば、事務局としましては、これまでのご経歴、実績から前期に引き続き坂田委員に会長に就任していただければいかかと考えますが、いかがでございましょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

どうもありがとうございました。御異議がないようですので、会長は坂田委員にお願いすることに決定いたしました。

審議会の議事は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますので、坂田会長には恐れ入りますが、会長席へ御移動いただき、議事の進行をお願いします。

○会長

それでは、前任期に引き続き、会長を引き受けさせていただきます、岩手医科大学の坂田でございます。今期も円滑に議事を進行して参りたいと思いますので、皆様の御協力をよろしく願います。

それでは、次に「会長職務代理者の指名」でございますが、条例第3条第3項の規定により、会長が指名することとされておりますので、当審査会委員としての経験年数を踏まえて、当職から三宅委員を指名させていただきたいと存じます。三宅委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

本日は、三宅委員と阿部委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○両委員（「はい。」の声）

○会長

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか、事務局に説明を求めます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

議案第1号は、全て個人に係る案件であり、情報公開条例第7条第1項第2号に該当する個人情報が含まれることから、非公開とすることが相当であると考えております。

○会長

ただ今の事務局の説明どおり、議案第1号は、全て特定の個人が識別されるものと考えられることから非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは審議に入りたいと思いますが、本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょうか。事務局確認をお願いいたします。

○事務局

本日、傍聴されている方はいらっしゃいません。

○会長

それでは、ここから非公開案件の議案審議を行います。はじめに審議の進め方について、事務局に説明を求めます。

○事務局

（非公開案件議事）

○会長

本日、当審査会に付議された議案は以上です。以上で、議案の審議は終了いたします。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

坂田会長、議事の進行ありがとうございました。

以上で、本日の岩手県開発審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

以上